

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第6章 通関</p> <p>第2節 特殊輸出通関</p> <p>（輸出郵便物の通関手続）</p> <p>76-2-1 輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第2節 特殊輸出通関</p> <p>（輸出郵便物の通関手続）</p> <p>76-2-1 (同左)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>国際郵便約款第104条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないこと</u>になっているので、上記(4)による事前検査を受けさせることとし、同条（注1）の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があつたときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。</p> <p>(7) <u>放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第103条《放射性物質》の規定により税関の検査を受けなければならないこと</u>になっているので、上記(4)による事前検査を受けさせることとする。</p> <p>なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。</p> <p>イ <u>輸出者の確認は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第9条《許可証》の規定により、原子力規制委員会が当該輸出者に対し発給した許可証又はその写しにより行う。</u></p> <p>ロ <u>放射性物質を包有する郵便物の確認は、通常郵便に関する施行規則第135条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(6) (省略)</p> <p>第4節 特殊輸入通関</p> <p><u>76-4-8 削除</u></p>	<p>2項の規定により、差出人が貼付した「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の記載の確認により行う。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>第4節 特殊輸入通関</p> <p><u>(伝染性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)</u></p> <p><u>76-4-8 国際郵便約款第104条《伝染性物質》に定める伝染性物質を包有する研究機関宛ての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>名宛研究機関の所在地が、通関郵便局の所在地と同一の都道府県に属するときにおいては、「輸入郵便物検査通知書」(C-5090) 2通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名宛研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)以外の場合には、次の要領により名宛研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。</u></p> <p>イ <u>郵便物は、検査未済のまま研究機関宛てに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名宛面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」(C-5091) 3通（原本、通知用、日本郵便株式会社用）を作成し、1通（原本）を税関に保管し、他の2通を郵便物に添えて日本郵便株式会社に引き渡す。日本郵便株式会社は、1通（日本郵便株式会社用）を保存し、他の1通を名宛研究機関に送付する。</u></p> <p>ロ <u>研究機関に、法第30条第1項第2号の規定による他所蔵置の許可及び法第63条第1項の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を配達郵便局に提示させ、その郵便物を交付する。</u></p> <p>ハ <u>当該税関官署（又は当該税関官署から検査委任を受けた税関官署）は、名宛研究機関に連絡の上、検査を実施する。</u></p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
76-4-9 削除	<p><u>(放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い)</u></p> <p>76-4-9 放射性物質を包有する輸入郵便物について、日本郵便株式会社から法第76条第3項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名宛人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（許可使用者（（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第3条第1項）にあっては、同法第9条《許可証》に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第3条の2第1項）又は販売業者（同法第4条第1項）にあっては、原子力規制委員会に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の表示（通常郵便に関する施行規則第135条《放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示》第2項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内容検査は省略して差し支えない。</p>